

### 自転車運転について道路交通法が改正されました（平成27年6月1日施行）

9月末時点で、宇美町において自転車関連の事故発生が昨年に比べ増加しております。全国的にも自転車関連の事故が頻発し、また、死亡事故により多額の賠償金を求められることも起きています。交通安全ルールの順守やマナーの徹底、自転車保険の加入など自転車の安全で適正な利用に努めましょう。

#### 《自転車関連の事故発生状況》

平成27年1月～9月末累計

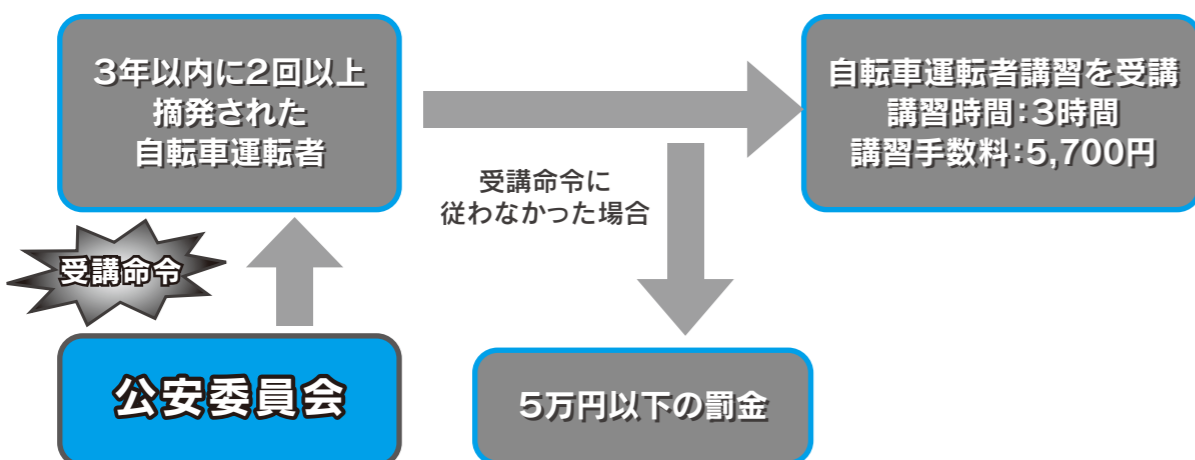
	発生件数		死亡事故件数		死者数		傷者数					
		増減		増減		増減	増減		重傷者数		軽傷者数	
宇美町	25	+15	1	+1	1	+1	24	+14	1	+1	23	+13

(福岡県警察のホームページより)

6月1日より道路交通法が一部改正され、自転車運転で一定の危険な違反行為を繰り返し摘発された自転車運転者は、公安委員会の命令を受けて3ヶ月以内の指定された期間内に講習を受けなければなりません。(14才以上は対象となります。)

自転車による危険な違法行為につきましては、次の14項目が挙げられています。

- ①信号無視
- ②通行禁止行為(通行禁止場所の通行)
- ③歩行者用道路における車両義務違反(徐行違反)
- ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥遮断踏切立ち入り(遮断機の降りた踏切への立ち入り)
- ⑦交差点安全進行義務違反等
- ⑧交差点優先車妨害等
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反
- ⑫制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反(イヤホンをつけての運転や傘さし運転等)



詳しい内容につきましては、福岡県警察粕屋署交通第一課までお問い合わせください。

問い合わせ 記事について 建設課 ☎934-2244 法改正等の内容について 福岡県警察 粕屋署 交通第一課 ☎939-0110

## あなたの運転、大丈夫ですか？

### 高齢者の交通死亡事故が多発!!

全国的に交通死亡事故が減少傾向にある中、福岡県内では、11月10日現在で124人(福岡県警察調べ)の交通死亡事故が起こっており、そのうち68人が高齢者(65歳以上)の方で、全死者数の半数以上を占めています。特に、10月から11月3日の間に交通死亡事故が14件発生しており、そのうち11件が高齢者の方が関係する事故でした。この11件の内、歩行中の事故が5件、高齢の運転者が加害者となる事故が7件も起こっています。歩行者の皆さんもドライバーの皆さんも以下のことに注意して、交通事故を無くしていきましょう。

#### 歩行者の皆さんへ

このような危険な横断・歩き方をしていませんか？



- ①「大丈夫だろう」ではなく「危ないかもしれない」と考え、しっかり安全確認した上で横断しましょう。
- ②近くに横断歩道がある場合は必ず利用しましょう。車のかけや車の直前・直後の横断はやめましょう。
- ③歩行者信号は必ず青に変わります。命を守る、ほんの少しの時間です。
- ④夕暮れや夜間に外出する際は、明るい色の服や反射材を着用しましょう。

#### ドライバーの皆さんへ

- 子どもや高齢者に対する思いやりのある運転をしましょう。
- 日没が早くなる秋以降は、日没1時間前を目安とした早めのライト点灯を心がけましょう。夜間は周囲に配慮したハイビーム走行を心がけましょう。
- 横断歩道では、安全確認がしっかりできる速度と方法で運転をしましょう。
- 交差点を右左折するときは、徐行をして安全確認をしましょう。
- 前方をよく見て、横断歩道をいち早く発見しましょう。
- 年齢とともに、視力は低下し、ブレーキなどへの反応時間は遅くなります。余裕を持った安全運転を心がけましょう。



### 飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」!!

10月に入り飲酒運転が急増し、県内で発生した飲酒運転による事故が今年最悪となる17件となりました。これから、忘年会・新年会の時期となり飲酒の機会が増加します。福岡県は、飲酒運転を「絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」を年末の交通安全県民運動の要綱に掲げ、飲酒運転の撲滅に取り組んでおります。

### 年末の交通安全県民運動

12月11日(金)～12月31日(木)